主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人棚橋靏一の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を 精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太	_	郎
裁判官	#	上			登
裁判官	島				保
裁判官	/\	林	俊		=